

第2問

問題文

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。なお、警察官によるAの逮捕は適法であることを前提とすること。

【事例】

- 1 A（27歳、男性）は、令和6年9月24日、V（38歳、男性）に対する殺人罪の被疑事実で逮捕され、㉔同月26日から勾留された後、同年10月15日にI地方裁判所に同罪で公判請求された。

上記公判請求に係る起訴状の公訴事実には、「被告人は、令和6年9月24日午前1時頃、H県I市J町5丁目2番9号旅館『一刻館』1階玄関前において、V（当時38歳）に対し、殺意をもって、同人の左下胸部を刺身包丁（刃体の長さ約25センチメートル）で1回突き刺し、よって、その頃、同所において、同人を横行結腸、左腎等刺切創に基づく失血により死亡させて殺害したものである。」旨記載されている。

- 2 公判請求までに収集された主な証拠の概要は次のとおりであった。

証拠① Wの検察官調書

「私は、一刻館の住人で2階に住んでおり、Aは、私が従業員として働いている喫茶店『茶々丸』にたまに遊びに来ていましたし、一刻館の住人同士でAの部屋で飲むこともあったので、長い付き合いになります。また、Vはよく一刻館の管理人さんと話をしていたことから、私はVとも面識があります。令和6年9月24日午前1時頃のことについてお話します。そのころ、私はふと部屋に置いてあった酒がなくなったことを思い出し、近くのコンビニに行こうと考え、2階の階段から1階の玄関に向かいました。そして、私がちょうど1階に差し掛かった時、玄関に血まみれになって倒れているVがいて、その近くに包丁が落ちており、ちょうどAに似た男が玄関から走り去っていく後ろ姿を見たので、急いで持っていた携帯電話で警察に通報しました。後ろから見た男の特徴は、身長175センチメートルくらい、細身、黒髪、オレンジのトレーナー、ジーパンだったと思います。私の視力は両方とも1.2で、当時、玄関の明かりがついていたので鮮明に見えました。私は何とか逃げていく男の顔を見ようとしたのですが、男はすぐに玄関ドアから外に逃げていったため、顔を見ることはできませんでした。ただ、服装からして、私が見たあの男はAだと思います。」

証拠② 捜査報告書

「本職は、Wからの通報を受け、令和6年9月24日午前1時5分頃、H県I市J町5丁目2番9号旅館『一刻館』付近路上を巡回したところ、Wが通報時に述べていた特徴と一致する男を見つけたので、所定の手続を経た上で逮捕したものである。照合の結果、逮捕した男の氏名がAであること、A

の身長は176センチメートル、体重56キログラムであることが判明し、本職が逮捕した際、Aはオレンジのトレーナーにジーパンをはいていた。」

証拠③ 包丁

「押収した刺身包丁は刃幅約3.1センチメートル、刃体の長さ約25センチメートルであり、刃の部分に血液が多量に付着していた。また、柄の部分から指掌紋1個が検出された。」

証拠④ 実況見分調書（令和6年9月24日付け、立会人W）

「被疑者Aに対する殺人被疑事件につき、本職は以下のとおり実況見分を実施した。見分の日時は令和6年9月24日であり、見分の場所は、H県I市J町5丁目2番9号旅館『一刻館』1階玄関前である。同旅館は2階建てで、1階中央に玄関が設置されている。Vの死体は玄関前廊下にあおむけの状態で見分されており、床面には直径約1メートルにわたって大量の血液が見られた。Vの死体の近く、玄関の靴が並べられているところに刺身包丁が落ちており、同包丁の刃の部分には血液が付着していた。」

証拠⑤ 解剖医による解剖の結果を記載した鑑定書

「Vの創傷から推察される凶器の刃幅は約3センチメートル、刃体の長さ18センチメートル前後もしくはそれ以上で、厚さがやや薄い刃物と考えられるところ、証拠③の包丁が凶器であるとしても矛盾しない。また、Vの腎臓にまで傷が達していることから、犯人は相当強い力を加えてVを突き刺したものと推測される。」

証拠⑥ 鑑定書

「証拠③の包丁の刃の部分に付着していた血液を鑑定した結果、同血液のDNA型とVの血液のDNA型が一致した。」

証拠⑦ 鑑定書

「証拠③の柄の部分から指紋を採取したところ、指掌紋が検出されたため、鑑定したところ、証拠③の柄の部分から検出された指掌紋は、Aの右手示指の指紋と一致した。」

証拠⑧ 搜索差押調書

「令和6年9月25日、搜索差押許可状に基づきAの居室の搜索を実施したところ、メモ帳1冊が発見され、本件に関係すると思料される記載があったため、これを押収した。」

証拠⑨ メモ帳1冊（最後のページに『あの野郎、いつも、俺は金持ちだから君とは違うし、彼女にお似合いなのは僕ですからとか言ってくるけど、なんなんだよ。管理人さんは絶対迷惑しているに違いない。大体、あの男は他の女性にも同じようなことを言っているんだろうけど、それも許せない。考えるだけで殺したい気持ちがわいてくる。イライラしてきた。爆発しそうだ。』という手書きの記載が認められる。）」

証拠⑩ 鑑定書

「筆跡鑑定の結果、証拠⑨の筆跡はAのものと一致した。」

証拠⑪ Aの検察官調書（令和6年10月11日付け）

「確かに、私はVのことが嫌いでした。毎回癪に障ることをVが言うてくるので、イライラしていました。しかし、私はあの日、彼のことを殺そうだ

なんて思っていました。もう一度言いますが、殺すつもりは全くありませんでした。事件のあった数時間前に、彼に毎度のごとくむかつくことを言われたものですから、頭にきていたので、刺身包丁を持って脅せば彼も考え直すと思ったのです。そこで、彼のもとに刺身包丁を持って向かったのですが、彼と口論していたら彼が足を滑らせて寄りかかってきたのです。そうしたところ、包丁が刺さってしまいました。彼から血が出ているのを見て、びっくりしてしまい、その場から離れてしまいました。だから私は彼を殺す気は本当になかったのです。」

- 3 受訴裁判所は、令和6年10月17日、Aに対する殺人被告事件を公判前整理手続に付する決定をした。検察官は、同月25日、証明予定事実記載書を同裁判所及びAの弁護人に提出・送付するとともに、同裁判所に証拠①から⑩の取調べを請求し、Aの弁護人に当該証拠を開示し、Aの弁護人は、同月30日、同証拠の閲覧・謄写をした。⑥Aの弁護人は、同年11月13日、検察官に類型証拠の開示請求をし、検察官は、同月15日、同証拠を開示し、⑨Aの弁護人は証拠意見を述べた。
- 4 その後、数回の公判前整理手続を経て、令和7年1月10日に、裁判所は、証拠決定をし、争点はAの殺意の有無であること、被告人質問を実施すること等の証拠の整理結果を確認して審理計画を策定し、公判前整理手続を終結した。公判期日は、令和7年1月24日から31日までと定められた。

〔設問1〕

- (1) 下線部⑥に対し、Aの弁護人がAの身柄解放のためにとることができる手段を、条文とともに簡潔に示しなさい。
- (2) 下線部⑥に関し、仮に、Aが「明日、祖母の葬式を控えているので葬式だけは参列したい。」旨述べた場合、Aの弁護人は裁判所に対しどのような手続をとると考えられるか。また、これを受けて検察官は、どのような対応をすることが考えられるか、手続の流れを条文に言及しつつ説明しなさい。

〔設問2〕

- (1) 証拠①は、Aの犯人性を立証する上で、直接証拠又は間接証拠のいずれとなるか、理由を付して答えなさい。
- (2) 証拠③から⑦は、Aの犯人性との関係でいかなる間接事実を構成し、また、どのような意味においてAの犯人性を推認するか、具体的に論じなさい。なお、本問においては、証拠の信用性及び間接事実の推認力について検討する必要はない。
- (3) Aの犯人性との関係において証拠⑧、⑨及び⑩から構成される間接事実の推認力につき、結論及び理由を端的に示しなさい。

〔設問3〕

証拠⑩のAの供述の信用性判断に当たり、本件争点に留意しつつ、検察官が取調べを請求した証拠との関係において検討すべき点を記載しなさい。なお、検察官が取調べを請求した供述証拠については、全て信用性が認められるものとする。

〔設問4〕

- (1) 下線部⑥につき、本件争点に留意しつつ、証拠①との関係においてAの弁護人が開示を請求すると考えられる類型証拠を1つ挙げ、同弁護人が証拠の開示を請求するに当たり明らかにしなければならない事項について具体的に説明しなさい。また、検察官が開示に応じなかった場合に同弁護人がとり得る手段についても説明しなさい。
- (2) 下線部⑦につき、Aの弁護人の証拠①及び③に対する証拠意見を端的に示しなさい。

解説

第1 設問1について

1 小問(1)について

下線部④は被疑者勾留である。被疑者段階においては、弁護人は、被疑者の身体拘束からの解放を目的とした活動をしなければならない、勾留に対しては、準抗告（刑訴429 I ②）、勾留理由開示請求（刑訴207 I、82 II）、勾留取消請求（刑訴207 I、87 I）をすることが権利として認められている。問題文には「簡潔に」という指定がなされているので、これらを挙げれば足りるであろう。

2 小問(2)について

本小問のような場合に考えられる手段としては、勾留の執行停止（刑訴207 I、95）が挙げられる。裁判官が勾留の執行を停止するためには、検察官の意見を聴かなければならず（刑訴規則88）、また、被疑者の住居を制限するか（刑訴95）、委託先から必要に応じて被疑者を出頭させる旨の書面を提出させるという手続を踏むこととなる（刑訴規則90）。なお、勾留の執行停止は検察官の権利ではなく、また、実務上は弁護人が裁判所に申立てを行い、これを受けて裁判所から対応を求められて応じることが通例である。

第2 設問2について

1 小問(1)について

直接証拠とは、信用性が認められれば、要証事実を直接証明できる証拠を意味し、その典型例は犯人識別供述である。他方、間接証拠とは、要証事実を推認する間接事実を直接証明する証拠をいう。そして、小問(1)の要証事実Aの犯人性である。

証拠①は、Wが見た犯人の身体的特徴及び服装に関する供述を内容としているものの、Wは、犯人がAであるとは識別できていない。したがって、Wの供述は犯人識別供述とはいえず、犯人性を立証するに際して直接証拠に当たらない。

もっとも、証拠①から犯人の身体的特徴及び服装を証明し、それと証拠②に示されているAの身体的特徴及び服装が類似することを併せ考えれば、犯人の身体的特徴及び服装がAに類似している事実という間接事実を構成することができる。したがって、証拠①は同間接事実の認定根拠といえ、間接証拠に当たる。

2 小問(2)について

犯人性を推認する間接事実の一つとして、犯行供用物件と被疑者の関係に関する事実が挙げられ、かかる事実は一般に推認力が強いといわれている。

まず、証拠③と④から、押収された包丁が死体の近くに落ちていた事実が認定できる。死体の近くに落ちている刃物は凶器である可能性が一般的に高いという経験則からすれば、死体の近くに包丁が落ちていたという事実は、同包丁が凶器であることを推認する。

次に、証拠③と⑤から、死体の創傷から推定される凶器の形状と証拠③の押収された包丁の形状に矛盾がない事実が認定できる。一般に凶器が刃物である場合、創傷と刃物の形状が一致するという経験則からすれば、死体の創傷から推定される凶器の形状と証拠③の押収された包丁の形状に矛盾がない事実は、同包丁が凶器であることを推認する。

模範答案

1 第1 設問1について

1 小問(1)について

Aの弁護人が自己の権利としてとることができる手段としては、準抗告（刑事訴訟法（以下、法令名省略。）429条1項2号）、勾留理由開示請求（207条1項、82条2項）、勾留取消請求（207条1項、87条1項）が考えられる。

2 小問(2)について

弁護人は、裁判官に対し、勾留の執行停止（207条1項、95条）の職権発動を促すという対応をすることが考えられる。この場合、まず、裁判官は検察官の意見を聴き（刑事訴訟規則88条）、その後、被疑者の住居を制限するか（95条）、委託先から必要に応じて被疑者を出頭させる旨の書面を提出させるという手続を踏むこととなる（刑事訴訟規則90条）。

第2 設問2について

1 小問(1)について

(1) 直接証拠とは、信用性が認められれば、要証事実を直接証明できる証拠をいう。他方、間接証拠とは、要証事実を推認する間接事実を直接証明する証拠をいう。

(2) 証拠①には、Wが見た犯人の身体的特徴及び服装が記載されているものの、犯人がAであるか否かについては識別できていない。したがって、証拠①は、Aの犯人性との関係では直接証拠に当たらない。

もっとも、証拠①と証拠②を併せれば、犯人の身体的特徴及び服装がAに類似しているという間接事実を構成できる。したがって、証拠①は間接

2 接事実の認定根拠といえ、Aの犯人性との関係では間接証拠に当たる。

(3) 以上より、証拠①は間接証拠に当たる。

2 小問(2)について

(1) まず、証拠③と④から、刺身包丁がVの死体の近くに落ちていたという事実が認定できる。死体の近くに落ちている刃物は凶器である可能性が高いという経験則からすれば、同事実が刺身包丁が凶器であることを推認する。次に、証拠③と⑤から、死体の創傷から推定される凶器の形状と刺身包丁の形状に矛盾がない事実が認定できる。一般に、凶器が刃物である場合、創傷と刃物の形状が一致するという経験則からすれば、同事実が刺身包丁が凶器であることを推認する。また、証拠③と⑥から、包丁に付着していた血液のDNA型とVの血液のDNA型が一致する事実が認定できる。刃物で人に傷を負わせれば、被害者の血液が刃物に付着するという経験則からすれば、同事実が刺身包丁が凶器であることを推認する。以上からすれば、証拠③は凶器であると認定できる。

そして、証拠⑦によれば刺身包丁の柄にAの指紋が付着していたのであるから、凶器の柄に付着していた指紋がAのものであるという間接事実を構成することができる。

(2) 上記間接事実は、一般に凶器を握るのは犯人であり、握った際に犯人の指紋が付着するという意味において、Aの犯人性を推認する。

3 小問(3)について

(1) 証拠⑧、⑨及び⑩から構成される間接事実は、AにV殺害の動機が